

### Q3. 貸付に関すること

Q1. 総合支資金の再貸付はいつまでできますか？

A1. 再貸付の受付は令和3年12月末日で終了しております。

Q2. 他道府県で同様の借入れがあり、東京都に転入し、貸付を申請することは可能ですか？

A2. 再貸付の受付は終了しております。小口と総合（初回）は令和4年3月31日まで受付けておりますが、都道府県が異なっても同じ資金を重複して利用することはできませんのでご注意ください。お住いの区市町村の社会福祉協議会にご確認ください。

Q3. 小口と総合支援資金の特例貸付に利子がかかりますか？

A3. 無利子です。但し、償還期限を過ぎた場合、残元金に対して年3%の延滞利子がかかります。

Q4. 緊急小口資金の借入れ後に離婚した場合、更に借入れは可能ですか？

A4. 離婚後のそれぞれの世帯で新型コロナによる減収等がある場合は総合（初回）の貸付対象となります。

Q5. 保証人は必要ですか？

A5. 不要です。